子どもの就学支援等のご紹介

＜被災した児童生徒に対する就学支援について＞

【幼稚園等】

（活用できる方）　震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児
（震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む）

（内容）　入園料・保育料の軽減

（問い合わせ）　市町村、幼稚園

【小・中学校】

（活用できる方）　震災により就学困難となった児童生徒

（内容）　就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等の援助

（問い合わせ）　都道府県、市町村、学校

【高等学校】

（活用できる方）　震災により修学困難となった生徒

（内容）　奨学金

（問い合わせ）　都道府県、学校

【私立学校】

（活用できる方）　震災により就学困難となった幼児児童生徒

（内容）　授業料等減免措置

（問い合わせ）　都道府県、在籍する各私立学校

【特別支援（幼・小・中・高）】

（活用できる方）　震災により就学困難となった幼児児童生徒
（震災により支弁区分が変更となった者も含む）

（内容）　通学費、学用品等の援助

（問い合わせ）　都道府県、市町村、学校

【専修学校・各種学校】

（活用できる方）　震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒

（内容）　授業料減免措置

（問い合わせ）　都道府県、在籍する専修学校・各種学校

＜学区外に転居した場合の就学の取り扱いについて＞

【小・中学校】

①同一の市区町村内で転居した場合：保護者が当該市区町村教育委員会に申し出て、就学校の変更手続きを取ることにより、**引き続き従来の学校に通うことが可能**。

②他の市区町村に転居した場合　：通わせたい学校を所管する市区町村教育委員会等の許可を得て、転居後の住所地の市区町村教育委員会に届け出て区域外就学の手続きを取ることにより、**引き続き従来の学校に通うことが可能**。

【高等学校】

引き続き従来の学校に通うことが可能。（高等学校については、国の法令上、生徒の居住地域について特段規定は設けられていない）

平成27年度　第3回支援情報説明会・交流会＠京都　配布資料　※文部科学省の資料を元に復興庁が作成